

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年6月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	3号機	工具管理センタから借用した懐中電灯(5本)について、作業エリア内に一時仮置きし、作業エリアの片付けを実施した。片付け終了後に懐中電灯のうち1本不足していることが認められたため、調査及び対応検討	
2	3号機	タービン建屋加熱蒸気凝縮水戻り系において、ドレントラップ前弁(V-75-13-364)にグランドリークが認められたため、当該グランド部を点検・修理	
3	5号機	サービス建屋換気空調系給気処理装置(HVA5-3)において、ドレンパンの腐食による冷水コイル結露水のリークが認められたため、当該ドレンパンを点検・修理	6/27 No.9 関連不適合
4	6号機	廃棄物処理系廃液脱塩器の樹脂移送時、復水圧力調整弁(PCV-F1520)に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	
5	集中環境施設	焼却・工作建屋3階サンプリング室天井裏上部において、排ガス配管貫通部の耐火材に一部欠損が認められたため、当該耐火材を修理	
6	その他	共用プール補機冷却系ポンプ(A)において、モータより異音の発生が認められたため、当該モータを点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話: 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで